

一般社団法人如水会 細則

第 1 章 入 会

【入会申込書】

第 1 条 定款第6条に規定する入会のための申込書には、下記事項を記入する。

- (1) 氏名
- (2) 卒業年次・学部
- (3) 生年月日
- (4) 住所
- (5) 勤務先
- (6) その他必要事項

【入 会 金】

第 2 条 入会金1口は、1,000円とする。

【入会金免除】

第 3 条 名誉会員、特別会員及び客員会員は、原則として入会金の納入を免除する。

- 2 ただし、一橋大学の教職員経験者が客員会員として、入会または再入会する場合は、この限りでない。

【前身大学】

第 4 条 定款第5条に規定する前身大学は、東京商科大学及び東京産業大学とする。

第 2 章 会 費

【年度会費】

第 5 条 会員は、次の区分に従い年度会費を納入する。ただし、第7条に規定する終身会費を一括支払した者を除く。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 在京（東京都に在住又は勤務している者） | 6,500円 |
| (2) 地方（在京会員以外の国内在住者） | 4,000円 |
| （海外に在住し会報送付を希望する者） | 4,000円 |
| (3) 在外（海外に在住し、会報送付を希望しない者） | 免 除 |

- 2 第1項にかかわらず、在京または地方の区分で卒業後2カ年を経過しない会員の年度会費は、2,000円とする。

- 3 第7条に規定する32歳までの会費を一括支払した者は、33歳以降、第1項に規定する区分に従い、年度会費を納入する。

【年度会費の免除】

- 第 6 条 永年にわたり如水会に貢献し、満 80 歳となった会員は、年度会費の納入を免除する。
- 2 会員が、特別の事由により、年度会費の負担に堪えない場合には、本人の申出により、理事会の審議を経て、期間を定めて、年度会費の納入を免除することがある。年度会費の免除期間中は、会報を送付しない。
 - 3 名誉会員、特別会員、客員会員、家族会員及び遺族会員は、原則として年度会費の納入を免除する。ただし、一橋大学の教職員経験者が客員会員として、入会又は再入会する場合、及び遺族会員が会報送付を希望する場合はこの限りでない。

【会費の一括支払】

第 7 条 会員は、次の区分に従い会費を一括して支払うことができる。

(1) 終身会費	150,000円
(2) 終身会費（満60歳以上の者）	50,000円
(3) 32歳までの会費（学部生）	28,000円
(4) 32歳までの会費（大学院生）	20,000円

【納 入】

- 第 8 条 入会金、年度会費及び一括支払する会費は、原則として如水会会員証カードによる引落としにより納入する。ただし、学部生又は大学院生が、終身会費又は32歳までの会費を一括支払する場合はこの限りでない。
- 2 納入済みの入会金、年度会費及び一括支払する会費は、払い戻さない。

第 3 章 支 部

【設 置】

- 第 9 条 会員 5 名以上の居住の地には、理事会の承認を経て、支部を設けることができる。

【申 請】

- 第 10 条 支部を設けようとするときは、2 名以上の代表者を定め、支部地域を示し、支部規則案およびその地の現在会員名簿を添え、理事長に申出なければならない。
- 2 前項の会員名簿には、会員の住所、職業および卒業年次を記載するものとする。

【会 員】

- 第 11 条 支部所定の地域に在住、または在勤する会員は、その支部の会員となりうる。ただし、在住地と在勤地が 2 ヶ所以上の地域にわたるときは、任意にいずれかの地域の支部に所属を限定することができる。
- 2 支部所定の地域に転住、または転勤した会員は、当該支部に報告するものとする。

【支部役員等】

- 第 12 条 支部には、一定の事務所、または連絡場所を設け、支部長 1 名、幹事若干名を置かなければならない。
- 2 支部長及び幹事は、支部会員の互選により定めるものとする。

【報 告】

- 第 13 条 支部は、次の事項について、事務局に報告しなければならない。
- (1) 事務所または連絡場所の所在地
 - (2) 支部長及び幹事の氏名
 - (3) 支部規則
 - (4) 支部総会等の活動状況
- 2 前項の事項に変更があった場合も、同様とする。

【書 類 等】

- 第 14 条 支部には、次の書類を備え置かなければならない。
- (1) 支部規則
 - (2) 支部会員名簿
 - (3) 会計帳簿
 - (4) 支部総会議事録

【支 部 会 費】

- 第 15 条 支部規則の定めるところにより、支部会費を徴収することができる。

【補 助】

- 第 16 条 多数の会員を有し、集会室等の設備のある支部に対して、理事会は、補助を決定することがある。

【取 消】

- 第 17 条 支部活動に関する事務局への報告が 1 年以上にわたりなかったとき、または支部所属会員数が、所定の会員数に満たないで 2 年以上に及んだときは、理事会は支部設置の承認を取消すことがある。

第 4 章 代 議 員

【年 次】

- 第 18 条 定款第 14 条に規定する代議員選挙は、原則として、入学年次別に、5 年毎の年度会にて行う。
- 2 代議員選挙を行う年度会は、原則として入学から 5 年毎に開催することとする。年度会の名称は、入学年を使用することを原則とするが、卒業年の使用も認める。この場合、入

学年を可能な限り併記することとする。

- 3 一橋大学大学院の課程に在学中の者及び同課程を修了した者（一橋大学卒業者を除く）は、1年次とする。

【学 部 生】

- 第 19 条 一橋大学に学部入学した正会員による初回の代議員選挙は、原則として、入学した月に行う。

【年 級 幹 事】

- 第 20 条 入学年次毎に、原則として4名以上の年級幹事を選出し、うち1名を代表年級幹事とする。
- 2 年級幹事は、年次内の連絡を行い、年度会を開催し、代議員選挙に協力するものとする。

【代議員総会】

- 第 21 条 代議員は、代議員総会において、委任状による議決権の代理行使、または、書面による議決権の行使を行うことができる。

第 5 章 役 員

【選 任】

- 第 22 条 理事及び監事は、役員選考委員会の選考した候補者につき、理事会の審議を経て、代議員総会の決議により選任する。

【再 任】

- 第 23 条 理事の再任は、原則として1回とする。ただし、理事長、一橋大学長である理事及び事務局長である理事はこの限りではない。
- 2 監事の再任は、原則として1回とする。

【理 事 会】

- 第 24 条 理事は、理事会において、委任状による議決権の代理行使、または、書面による議決権の行使を行うことは認められない。

第 6 章 退 会

【退 会 届】

- 第 25 条 定款第10条に規定する退会届には、下記事項を記入する。
- (1) 氏名・会員番号
 - (2) 卒業年次・学部
 - (3) 生年月日

- (4) 住所
- (5) 勤務先
- (6) 退会理由

【カード解約】

第 26 条 退会届を提出した者は、カード発行会社に如水会会員証カードの解約を届け出なければならない。

【会報の停止】

第 27 条 会費を1ヵ年以上滞納した会員には、会報の配付を停止することができる。

【附 則】

- 1 この細則の改廃は、理事会にて決定する。ただし、軽易なものについては、事務局長が決定し、理事会に報告する。
- 2 この細則は、一般社団法人如水会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 3 この細則の改訂は、平成25年11月1日から施行する。
- 4 この細則の改訂は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この細則の改訂は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この細則の改訂は、令和6年3月25日から施行する。但し、平成25年4月1日に遡及して適用する。